町内事業者へお知らせ

原油価格高騰により、大きな影響を受けている事業者に対し、予算の範囲内で給付金を交付することにより、雇用 の維持及び事業活動を継続するための支援を行うため、令和4年度糸田町原油価格高騰対策事業者応援給付金を下記 のとおり支給します。

記

【対 象 者】:

次に掲げる要件の全てを備える者

- (1) **9月26日時点で確定申告の納税地が糸田町内である事業者**(法人にあっては本店又は主たる事務 所の所在地、個人にあっては住所等)、または、**糸田町内に事業所を有する個人事業者**
- (2) 個人事業者の場合、全収入に占める事業収入の割合が50%以上の者
- (3) **原油価格高騰により影響を受けている事業者。**なお、新規に開業した者については、令和4年9月16 日までに開業した者に限る。

【給付額】:給付対象事業者につき10万円

【申請期限】: 令和5年2月28日(火)まで

問合せ先

糸田町役場 地域振興課

電話 0947-26-4025